

「22世紀に残す佐賀県遺産」制度要綱

第1条（趣旨）

第2条（佐賀県遺産）

第1項

第2項

第3項

第4項

第3条（認定の手続き）

第1項

第2項

第3項

第4項

第4条（通知及び認定証等の交付）

第1項

第2項

第5条（管理等）

第1項

第2項

第3項

第4項

第6条（建造物の滅失又はき損等の届出）

第7条（現状変更の届出）

第1項

第2項

第8条（認定の取消し）

第1項

第2項

第3項

第9条（佐賀県遺産の名称の変更）

第1項

第2項

第10条（建造物の所有者の変更）

第1項

第2項

第11条（建造物の所有者変更に伴う権利義務の継承等）

第1項

第2項

第14条（認定証及び標識の再交付）

第15条（国、県又は市町その他の機関が行う行為との調整）

第16条（県の支援）

第17条（雑則）

附則

附則

附則

「22世紀に残す佐賀県遺産」制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀県美しい景観づくり条例（平成20年佐賀県条例第24号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、県民の郷土に対する誇りや愛着を育み、活力ある佐賀県の創造のため、美しい景観を呈する地区又は地域を象徴する建造物を、これにまつわる物語とともに22世紀に残すべき価値を有する佐賀県遺産として認定し、その保存、活用の推進に関して、必要な事項を定めるものとする。

(佐賀県遺産)

第2条 佐賀県遺産として認定できるものは、佐賀県内に存在する地区又は建造物で、次に該当するものとする。

- (1) 自然と人間がつくりあげたものが調和し、歴史や風土など県ならではの個性と魅力を感じさせる一団の地区
 - (2) 文化的に高い価値を有する建造物又は景観上重要な建造物
- 2 前項第1号の地区とは、次の各号に掲げるいずれかのものとする。
- (1) 開発や建築など人間の経済活動から遠ざけて保全していく必要のある自然景観地区
 - (2) 宿場町など、先人の生活や営みにより形成されている歴史景観地区
 - (3) 棚田、クリークなど農業、林業、漁業を背景に形成されている農山漁村景観地区
 - (4) 地域固有の産業（主に商工業）を背景に形成される産業景観地区
 - (5) 上記の地区を眺望できる視点場（景観を見る地点、展望台等）である眺望景観地区
- 3 第1項第2号の建造物とは、次の各号に掲げるいずれかのものとする。ただし、これらと一体となって価値を成しているものを含む。
- (1) 民家、工場等の民間施設、学校等の公共施設又は神社仏閣等の建築物
 - (2) 橋梁、トンネル、水門、水路、石垣等の土木構造物
 - (3) 塔、煙突、櫓、柵、記念碑、塚等の工作物
- 4 第1項の規定は、次の各号に規定する地区及び建造物については適用しないものとする。
- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により文部科学大臣が選定した重要伝統的建造物群保存地区、若しくは重要文化的景観保存地区、又は佐賀県文化財保護条例（昭和51年条例第22号）の規定に基づき佐賀県教育委員会が選定した重要伝統的建造物群保存地区。
 - (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により文部科学大臣が指定した文化財、佐賀県文化財保護条例（昭和51年条例第22号）の規定により佐賀県教育委員会が指定した文化財、又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により文部科学大臣が選定した重要伝統的建造物群保存地区において、当該市町が伝統的建造物群保存地区保存条例等に基づく保存計画等において伝統的建造物に決定した建築物及び工作物。

(認定の手続き)

第3条 次の各号に掲げるいずれかの者（以下「申請者」という。）は、佐賀県遺産認定申

請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。ただし、第1号に掲げる者のうち市町以外の者は、特殊な事由がある場合に限り提出できるものとする。

（1）第2条第1項第1号の地区の住民等の代表者又は第2号の建造物を所有する者

（2）第2条第1項の地区又は建造物が所在する市町

- 2 前項ただし書きにより市町以外の者が申請する場合は、当該地区又は建造物が所在する市町の選挙権を有する者（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）をいう。）の数の50分の1以上の住所及び氏名を記載した連署を必要とする。
- 3 知事は、第1項の認定の申請があった場合においては、条例第11条に定めた佐賀県美しい景観づくり審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、第2条第1項の地区又は建造物であって、かつその保存又は活用に取り組まれていることが認められる場合は、これを佐賀県遺産として認定するものとする。
- 4 知事は、佐賀県遺産台帳（様式第8号）を作成し、これに必要事項を記載し管理するものとする。

（通知及び認定証等の交付）

第4条 知事は、認定の可否を決定したときは、その旨を地区においては申請者及び地区の住民等の代表者、建造物においては申請者及び所有者に通知するものとする。

- 2 知事は、認定した地区の住民等の代表者及び建造物の所有者に、認定証及び標識を交付するものとする。

（管理等）

第5条 佐賀県遺産の地区の住民等や佐賀県遺産の建造物の所有者は、この要綱及び条例の規定に従い、佐賀県遺産を適切に管理し、保存・活用に努めるものとする。

- 2 佐賀県遺産の建造物の所有者は、適当な者を自己の代わりに当該佐賀県遺産の管理の責に任ずべき者（以下「管理者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理者を設置したときは、佐賀県遺産の建造物の所有者は、別に定めるところにより管理者異動届出書（様式第2号）を知事に届け出るものとする。管理者を変更した場合も同様とする。

（建造物の滅失又はき損等の届出）

第6条 佐賀県遺産の建造物の所有者又は管理者は、佐賀県遺産の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、佐賀県遺産の滅失き損等届出書（様式第3号）を、その事実を知った日から10日以内に知事に届け出るものとする。

（現状変更の届出）

第7条 佐賀県遺産において現状の変更を生じる場合は、現状変更等届出書（様式第4号）を、当該行為なされる日の30日前までに知事に届け出なければならない。ただし、維

持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に及ぼす影響が軽微である場合はこの限りでない。

- (1) 佐賀県遺産の地区においては、佐賀県遺産としての価値に大きな影響を及ぼすと住民の大半が判断する場合は、その地区の住民等の代表者が届け出るものとする。
 - (2) 佐賀県遺産の建造物においては、佐賀県遺産の修理、その現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、その所有者又は管理者が届け出るものとする。
- 2 知事は、前項に規定する届出があった場合において、当該届出に係わる行為等が佐賀県遺産としての保存に影響があり、又はその価値を損なう恐れがあると認められるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(認定の取消し)

第8条 知事は、佐賀県遺産の現状の重大な変更が行われた場合その他特殊の事由がある場合は、審議会の意見を聴き、認定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により認定の取消しを行ったときは、知事は当該認定の申請者、所有者及び管理者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた地区の住民等の代表者及び建造物の所有者は、30日以内に認定証及び標識を知事に返還するものとする。

(佐賀県遺産の名称の変更)

第9条 佐賀県遺産の地区の住民等の代表者及び建造物の所有者は、佐賀県遺産の名称を変更しようとする場合は、佐賀県遺産の名称変更届出書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による届出書を受理したときは、認定証及び標識を交付するものとする。

(建造物の所有者の変更)

第10条 佐賀県遺産の建造物の所有者が変更したときは、新所有者は、佐賀県遺産の建造物の所有者に係る変更届出書(様式第6号)を、変更後10日以内に知事に届け出るものとする。

- 2 佐賀県遺産の建造物の所有者は、その氏名若しくは名称若しくは住所を変更したときは、佐賀県遺産の所有者に係る変更届出書(様式第6号)を、変更後10日以内に知事に届け出るものとする。

(建造物の所有者変更に伴う権利義務の継承)

第11条 佐賀県遺産の建造物の所有者が変更したときは、新所有者は、当該佐賀県遺産に関しこの要綱に基づく旧所有者の権利義務を継承するものとする。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該佐賀県遺産の引き渡しと同時にその認定証を新所有者に引き渡すものとする。

(認定証及び標識の再交付)

第12条 地区の住民等の代表者及び建造物の所有者は、認定証又は標識を亡失し、盗難し、又は破損した場合、認定証及び標識再交付申請書（様式第7号）を、その事実を知った日から10日以内に知事に提出し、再交付を受けるものとする。

（国、県又は市町その他機関が行う行為との調整）

第13条 国、県又は市町その他の機関は、自らが行う行為が原因で佐賀県遺産の現状の変更、又はその保存に影響を及ぼす場合は、あらかじめ知事と協議を行うものとする。

（県の支援）

第14条 佐賀県遺産の認定を受けた地区及び建造物については、県からその保存及び活用を推進するために必要な支援を受けることができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成17年8月24日から施行し、平成17年度事業から適用する。

附則

この要綱は、平成18年度事業から適用する。

附則

この要綱は、平成20年度事業から適用する。